福祉情報

児童福祉

詳しくは子育て支援課助成係☎70・7736へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請してください。ただし、それぞれ所得制限があります。

児童扶養手当

市内に住所があり、次のいずれかに該当するおそさんを扶養している母親または養育している方に支給されます。

①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父が重度の障害をもつ児童④父が生死不明の児童⑤父に1年以上遺棄されている児童⑥婚姻によらないで生まれた児童⑦父が1年以上拘禁されている児童。ただし、母親または養育している方が老齢福祉年金以外の年金を受給できるとき、または、そのおそさんが父親に支給されている年金の加算の対象になっているときには対象にならない場合があります。

支給期間は、お子さんの年齢が18歳に到達した日の属する年度末までです。

特別児童扶養手当

市内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんを扶養している父親・母親または養育している方に支給されます。

①知的障害（愛の手帳1度～3度程度）がある児童②身体に障害（身体障害者手帳1級～3級程度）がある児童③右記の①・②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童。ただし、そのお子さんが障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届をお忘れなく

市では、毎年この時期、児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方に、前年の所得状況などを確認するための届け出をしていただいています。この届け出がないと、12月期分からの手当が支給されなくなる場合がありますので注意ください。

受給している方には手続き方法のお知らせを郵送しますので、8月11日（水）～24日（水）に子育て支援課（市役所2階）へ提出してください。

障害者福祉

詳しくは障害福祉課☎70・7747へ。

心身障害者福祉手当・障害者福祉手当の所得制限額が据え置かれます

【所得制限額】 本人所得が360万4000円で、扶養親族等が一人増すごとに38万円を加算します。また、扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、一人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は、一人につき25万円を加算します。該当する方は障害福祉課へ申請してください。なお、現在受給中の方は手続きの必要はありません

【対象】 ①心身障害者福祉手当＝市内に住所がある20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・2度／3度の方▽脳性まひまたは進行性筋萎（い）縮症の方。ただし、老人福祉手当を受けている方と施設に入所している方は受給できません。また、65歳以上で新たに手帳を取得された方は受給できません②障害者福祉手当＝市内に住所のある方で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・2度／3度の方▽脳性まひまたは進行性筋萎（い）縮症の方。ただし、老人福祉手当を受けている方と施設に入所している方は受給できません。また、65歳以上で新たに手帳を取得された方は受給できません②障害者福祉手当＝市内に住所のあるおそさんが20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・2度／3度の方▽脳性まひまたは進行性筋萎（い）縮症の方。ただし、老人福祉手当を受けている方と施設に入所している方は受給できません。また、65歳以上で新たに手帳を取得された方は受給できません。

【対象】 ①特別障害者手当＝20歳以上で身体または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方②障害児福祉手当＝20歳未満で、身体または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方

※該当すると思われる方は申請してください。

特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限額が据え置かれます

手当を継続して受給するためには、前年の所得状況や支給要件の状況などを届けていただくことになっています。この届け出がないと、今年の11月期分からの手当が支給されませんのでご注意ください。受給している方には現況届を郵送しますので、8月9日（月）～9月8日（水）に障害福祉課（市役所1階）へ提出してください。

【対象】 ①特別障害者手当＝20歳以上で身体または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方②障害児福祉手当＝20歳未満で、身体または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方

※該当すると思われる方は申請してください。

国民年金だより

老齢基礎年金を受けている方が亡くなられたときは届け出が必要です

老齢基礎年金を受けている方が亡くなられたときは、亡くなった日の属する月の分まで支払われます。未払いの年金があるときは、「未支給年金・保険給付請求書」と「年金受給権者死亡届」を武蔵野社会保険事務所へ提出してください。

未支給年金を受けられる遺族の順位は、受給者の死亡の当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹となっています。

なお、「年金受給者死亡届」の届け出が遅れると、死亡後も年金がそのまま支払われ、遺族の方が返納することになりますのでご注意ください。

国民年金1号に加入したことがあり、老齢基礎年金受給前に亡くなられた場合

亡くなられた方が、国民年金保険料として、36カ月以上納付していれば、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族に死亡一時金が支給されます。亡くなられた日から2年を経過すると時効となりますのでご注意ください。

死亡一時金を受けられる遺族の順位は、前述の未支給年金を受けられる遺族と同じです。また、寡婦年金や遺族基礎年金を受けられる場合は、死亡一時金との選択になります。特別支給の厚生年金を受給している方（60歳～65歳）で、まだ国民年金第1号として納付した基礎年金を受給していない方の遺族も死亡一時金の請求ができます。

詳しくは保険年金課国民年金係☎70・7733または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

国保情報

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎70・7732へ。

国民健康保険・医療費（5月分）通知を送付

市では、国民健康保険に加入している皆さんに、健康の大切さや保険医療制度への理解を深めていただくため、医療機関で受診された医療費の額等をお知らせしています。

今回、通知するものは、通常の医療機関から、あるいは整骨院や接骨院などで治療を受け柔道整復師から市へ請求がされた分で、8月中旬に送付します。対象は、本年5月に受診されたもので、受診年月、受診者名・受診区分（入院・柔整等）・受診日数・医療費の額をお知らせします。

なお、医療費の額には、自由診療によるものや差額ベッド代など自由診療分は含まれていません。また、医療機関から請求が遅れているものは記載されていませんのでご注意ください。

※この通知によって特別手続きをする必要はありません。

入院時食事代（標準負担額）の負担が軽減

入院時の食事療養費（標準負担額）に関し市民税非課税世帯に該当する方は、申請により、標準負担額減額認定証の交付などの減額が受けられます。

入院中で新たに申請される方や7月31日で有効期限が切れ引き続き更新される方は、被保険者証と印鑑を持参し保険年金課（市役所2階）へ。

高齢者医療の負担軽減措置を受けている方は？

国民健康保険の高齢者医療を受けるときに、市民税非課税世帯に該当する方は、申請により「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、1カ月の負担限度額が1万2000円から8000円に引き下げられるなどの減額が受けられます。

この負担減額認定証の有効期限が7月31日で切れますので、引き続き交付を受ける方は、必ず診療を受ける前に同課で交付手続きを済ませてください。

入院時の食事代の標準負担額

区分		本人負担額（1日当たり）
一定以上の所得がある方		780円
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）の方	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
低所得Ⅰ（住民税非課税世帯で、控除後の所得が0円）の方		300円

多摩の昆虫展

―昆虫の移り変わり―

詳しくは生涯学習課文化財係☎70・7784へ。

今年も昆虫の季節がやって来ました。

およそ50億年の地球の歴史の中で、生命が誕生し多種多様に進化してきましたが、その中で、全生物の3分の2に当たる百万種が昆虫のグループに属するといわれています。この身近な生き物をよく観察してみると、環境への適応の仕方など学ぶことが多いのに気付くでしょう。

昆虫研究家の北原俊幸氏の監修により、氏から寄贈された昆虫標本を展示します。夏休みの一日、ぜひご来場ください。

北原氏が熱筆・写真撮影した『多摩の昆虫（1000円）を広報課窓口（市役所2階）で頒布しています。

なお、北原氏コーナー

都営住宅の入居者募集

都営住宅の入居者を次の通り募集します。申し込み資格等、詳細は募集案内をご覧ください。

【展示期間】 8月1日（日）～9月5日（日）のいずれも午前10時～午後5時（水曜・木曜日は午後6時まで）。ただし、8月2日・9日・16日・23日・30日の月曜日と17日（火）は休館

【会場】 中央図書館2階展示コーナー

市民大学

―受講生を募集

詳しくは同係へ。

中期コース・防災まちづくり学校ともに、申し込みは8月2日（月）午前9時から電話または直接生涯学習課社会教育係（市役所6階）☎70・7784へ。

各講座共通の事柄

【対象】 市内在住・在勤・在学の方

【定員】 先着30名

【受講料】 2000円（資料・保険代等）

【日程・内容】 左表の通り

【申し込み】 1900円（資料・保険代等）

【中期コース】「みんなで支えよう福祉のまちづくり」―学びから実践へ―

回	月日	内容	講師等
1	8月25日	基調講演：多様化する福祉の現状と市民への期待	健康福祉部長
2	9月1日	オリエンテーション	市民大学運営委員
3	9月8日	見学：東京少年鑑別所	マイクロバス使用
4	9月15日	講義：学校と地域を結ぶ輪	第八小学校校長の秋元紀子氏
5	9月22日	講義：精神障害者の地域生活の現状	くるめパソコン作業所所長の高原聡氏
6	9月29日	講義：知的障害者の生活と社会参加 見学：ライフパートナー「こぶし」	ライフパートナー「こぶし」施設長の斎藤幸男氏
7	10月6日	講義：障害者福祉の現状　心のバリアフリー化について 見学：所沢保健センター	障害福祉課長 マイクロバス使用
8	10月13日	講義：今私たちにできること、支え合いのまちづくり	社会福祉協議会
9	10月20日	講義：急速な高齢化と自治体としての対策	介護福祉課長
10	10月27日	講義：特別養護老人ホームの今後の課題 見学：特別養護老人ホーム「マザアス」	特別養護老人ホーム「マザアス」施設長の高原敏夫氏
11	11月10日	講義：子供たちをとりまく生活環境と問題点	小平児童相談所
12	11月17日	討議：グループ討議（フィールドワーク）	コーディネーターの福田紀子氏
13	11月24日		
14	12月1日		
15	12月8日		
16	12月15日	グループ発表、修了式	市民大学運営委員

※いずれも水曜日の午前10時～正午（ただし、第6回・第7回・第10回の見学は午後）、成美教育文化会館5階研修室で（ただし、第1回はさいわい福祉センター、第10回は特別養護老人ホーム「マザアス」）。

【防災まちづくり学校】

回	月日	内容	講師等
1	9月8日	首都直下地震とその対策について	東京大学名誉教授の溝上恵氏
2	9月15日	オリエンテーション	自主防災研究会
3	9月22日	災害時の行政の対応	総務課
4	9月29日	東久留米市の消防	消防本部
5	10月6日	市民参加の防災まちづくり	国分寺市都市計画課の小山則夫氏
6	10月13日	市内防災関連部署の見学	生涯学習課、マイクロバス使用
7	10月20日	救急救護の講義と実習	消防本部
8	10月27日	地震防災マップ（横浜市の計画）	時事通信社の中川和之氏
9	11月10日	本所防災館見学	生涯学習課
10	11月17日	地震だ！　あなたならどうする	自主防災研究会
11	11月24日	家庭における安全対策	自主防災研究会
12	12月1日	地域防災力の強化	板橋区前防災課長の鍵屋一氏
13	12月8日	総合討論	自主防災研究会
14	12月15日	総合討論、修了式	自主防災研究会

※いずれも水曜日の午後1時半～4時半、成美教育文化会館5階研修室で。

【日程・内容】 保険代等）

防災まちづくり学校

東久留米市を災害に強いまちにするため、自主防災に関する知識や情報を系統的に学習します。

成美教育文化会館案内図

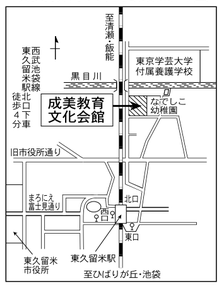

市民伝言板

会員募集

詳しくは図南（となみ）☎080・3025・5593へ。

◆トールペイント（ストロベリー・ミント）　毎月第2・第4月曜日の午前10時～正午、南部地域センターで。入会金1000円、会費月3000円。初心者歓迎。詳しくは福村☎58・1907へ。

◆楽しいウクレレ　月3回、土曜日の午後1時～3時、さいわい福祉センターで。入会金2000円、会費月4000円。詳しくは有田☎72・4065へ。

◆少年野球（久留米スターズ）　毎週土曜・日曜日と祝日、第八小学校校庭ほかで。入会金2000円、会費月2000円。初心者歓迎。詳しくは安立☎77・2125へ。

◆東久留米混声合唱団（あだち）☎77・2125へ。

毎週土曜日の午後6時45分～9時、中央公民館ほかで。入会金1000円、会費月3000円。男性歓迎。詳しくは矢澤☎74・0380へ。

◆ヘルシー体操（美姿留ミラクルズ）　毎月最終月曜日ほか、保健福祉センターで。入会金1000円、会費1回500円。初心者歓迎。詳しくは岡本☎74・0661へ。

催し

◆あそびにおいでよ駅前夏祭り（ナイト）（駅前商店会）　8月7日（土）午後5時～9時、東久留米駅前北口通りで。歌、落語、こばなし、福引、どじょうすくい踊り、いっくるダンス、エイサー踊り、フリーマーケットなど。ドナルドも来ます。東急会天学付属養護学校の夕涼み会と同時開催。詳しくは神藤☎75・6666へ。

◆サマー・ダンス・パーティー（ドリーム社交ダンス）　8月16日（月）午後1時15分～4時15分、市民プラザホールで。参加費700円。お一人でも、ペアでも参加可。詳しくは丸山☎090・3472・9428へ。

◆武蔵野北高校OB吹奏楽団第8回演奏会　8月15日（月）午後1時半開演（1時間場）、ルネこだいら大ホールで。入場料無料。バレエ音楽、ガイーヌより、祝典のための音楽、スティービー・ワンダーメドレーほか。詳しくは渡邊☎75・2267へ。

◆第11回納涼盆踊り大会（本里ふるさとの会）　8月13日（金）・14日（土）いずれも午後6時半～9時半、下里氷川神社（下里二丁目）で。詳しくは大島☎71・2922へ。

◆会員募集（日本民謡普及会）　8月4日・11日いずれも水曜日の午前9時半～11時半、南町地区センターで。気軽な服装で。詳しくは市瀬☎77・7253へ。

市民伝言板のご利用を

7月26日現在、「会員募集」「催し」のいずれも9月1日号～10月1日号の掲載分を受け付けています。所定の用紙に必要事項を記入し、広報課（市役所2階）で、発行日の20日前までに申し込んでください。毎号、「会員募集」は18件、「催し」は12件まで、先着順に受け付けます。同一団体の掲載は、「会員募集」「催し」を合わせて1年度に4回までです。3号以上間隔を空けてください。

なお、10月15日号～来年4月1日号の後期分については、9月1日（水）から受け付けます。

平成16年度 中学校卒業程度認定試験の実施

文部科学省では、病気などやむを得ない理由で、その保護者が小・中学校に就学させる義務を猶予または免除された方などに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するための試験を実施します。合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

【願書受付期間】 8月2日（月）～9月3日（金）

【試験日】 11月1日（日）

【合格発表】 12月上旬（予定）

【試験科目】 国語・社会・数学・理科・英語

【試験会場】 東京都就学相談室（渋谷区笹塚1ノ26ノ9）を予定

※受験案内は、都教育庁学務部義務教育心身障害教育課小・中学校係（都庁第一本庁舎28階）および市教育委員会学務課（市役所6階）にあります。

願書の受け付けと詳しくは都同課☎03・5320・6752へ。

点訳講習会

視覚障害を持つ方のお手伝いをしてみませんか。市では初めての方にもできる点訳講習会を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

【日程】 全15回。9月2日～12月16日の毎週木曜日、いずれも午前10時～正午

【会場】 さいわい福祉センター

【講師】 てんとうむしの会の真鍋幸夫氏

【参加費】 2000円程度（点字練習機・テキスト「点字のしおり」・教材費）

【定員】 先着25名

申し込みは8月2日（月）～13日（金）午前9時～午後5時に電話でさいわい福祉センター☎77・2711へ。

詳しくは同センターへ。

フィフティ2夏休み特別企画（中・高生、一般向け）

第3回「ビデオdeおしゃべり」

たまには外でビデオを見て語り合いませんか。日常生活をテーマにした名作を上映し、その後おしゃべりを楽しみながら学習します。

詳しくは男女平等推進センター☎72・0061へ。

～上映映画～『今日から始まる』

（1999年フランス）

今回の作品のテーマは、『子どもの人権』。監督はベルトラン・タヴェルニエです。

▽あらすじ＝フランス北部の失業者があふれる田舎町。幼稚園の園長は、親の生活苦によって子供たちが愛情を満足に受けられないことに胸を痛めて立ち上がるのだが。

【日時】 8月26日（木）午前10時～午後1時（終了予定）

【会場】 男女平等推進センター会議室

【参加費】 無料（別途茶菓代100円）

【定員】 24名

申し込みは電話、ファクス72・0053または電子メール（下記アドレス参照）で同センターへ。

※満2歳～未就学児の保育あり。8月19日（木）までに予約を。

※今回のテーマは、中・高生にもお勧めです。友達と一緒に、または親子連れでぜひお越しください。

◆男女平等推進センターメールアドレス
fifty2@higashikurume-city.jp